

## 政治資金規正法の改正を求める意見書

政治資金は、政治家や政治団体が政治目的を達成するために必要な資金で、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）で規定している。

この政治資金は、従来から次のような問題が指摘されている。

- 1 支出についての規制がほぼ存在しないため、政治活動と無関係の私的流用などに使われてしまう。
- 2 政治家の親族への支出に対する規制がなく、政治資金が親族や親族が関係する団体に支払われマネーロンダリングを経て政治家本人や親族の個人資産になってしまう。
- 3 政党交付金などの用途を一部規制されている資金も迂回することにより自由に使うことができる。
- 4 罰則規定の大半が 3 年で時効となっており非常に短い。加えて収支が公開されるまでの期間を考慮するとより短くなる。

特に、今般問題化した舛添前東京都知事の政治資金をめぐる一連の公私混同疑惑については、納得できる説明もなされず、都民の怒りは頂点に達していることから、政治資金規正法のあり方に問題があることが明らかである。

このことから、政治に対する信頼を確保するため、政治資金規正法の改正を求める。

### 記

- 1 国会において、問題点が多いとされる政治資金規正法を改正し、使途の規制や明確化など、国民の信頼に足る制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 28 日

東京都羽村市議会議長 石 居 尚 郎

衆議院議長

参議院議長 あて